

# 令和6年度一人ひとりの防災対策緊急啓発業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対して一人ひとりの防災対策緊急啓発業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務名

令和6年度一人ひとりの防災対策緊急啓発業務

## 2 目的

いつ・どこで発生するかわからない大規模災害に対し、「自らの命は自らが守る」意識を醸成し、平時からの備えとして、備蓄や家具等の転倒防止など、県民一人ひとりが主体的に防災対策に取り組むよう、集中的な呼びかけを実施する。

## 3 業務内容

以下のような自主的な防災対策について、県民にわかりやすく伝わるよう、(1)から(3)の媒体を活用した効果的な啓発の提案及び実施を求める。

- ・最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄や、非常持出品の準備
- ・普段から少し多めに食材等を購入し使った分だけ新しく買い足すローリングストックによる備蓄
- ・寝室・よく居る場所には家具等を置かない、家具等の固定による転倒防止対策などの安全対策
- ・住宅の耐震化促進
- ・災害用伝言ダイヤルの活用など、家族間での安否情報の確認
- ・長野県地震被害想定や液状化危険度分布図の周知 など

### (1) テレビCMによる広報の企画・制作・出稿

#### ア 番組

幅広い世代向けとして、土日の視聴率が高い番組の放送時間帯に、15秒程度のスポットCMを1か月間に4～5回放送。

#### イ 放送時期

令和6年5月下旬から6月上旬を希望するが、詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

### (2) Web広告の企画・制作・出稿・運用管理

#### ア 広告媒体

以下の媒体などから効果的なものを、委託者と受託者が協議の上、決定する。その他の媒体の提案も可とする。ランディングページは、県ホームページとするが、受託者からの提案も可とする。

- ① Google 及び Yahoo!での検索連動広告
- ② LINE 上での広告
- ③ TVer、YouTube 等での動画広告

#### イ 掲載期間

令和6年6月から5か月間程度

掲載期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

#### ウ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

#### エ 留意事項

スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。

### (3) 新聞広告による広報の企画・制作・出稿

#### ア 新聞

県内で購読者が多い新聞紙面において、新聞を読む機会が多い中高齢者にも認知されやすいような啓発を1回以上実施すること。

#### イ 掲載時期

令和6年5月下旬から6月上旬を希望するが、詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

## 6 契約期間

契約日から令和6年11月29日まで

## 7 成果品

- (1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容等）
- (2) 本業務で制作した広報素材データ
- (3) 納品期限 令和6年11月29日

## 8 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 3階  
長野県危機管理部危機管理防災課防災係

## 9 留意事項

- (1) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。
- (2) 本業務で制作した広報素材データは、地震防災対策の啓発の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。
- (3) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (4) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないよう配慮すること。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - エ 政治性または宗教性のあるもの。

オ 特定の主義主張を目的とするもの。

カ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

- (5) 不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (6) 出稿までの期間が非常に短くなることが予想されるため、迅速な対応が行える体制を整えること。
- (7) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。